

大学院法学研究科 法学政治学専攻履修規程

制 定 昭 51. 4. 1
最近改正 平 27. 12. 15

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 大阪市立大学大学院法学研究科法学政治学専攻（以下「本専攻」という。）の学生に係る履修、学位論文及び休学等に関しては、大阪市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び大阪市立大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課 程)

第 2 条 本専攻の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを標準修業年限 2 年の前期博士課程及び標準修業年限 3 年の後期博士課程に区分し、前期博士課程を修士課程として取り扱う。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程については大学院学則第 18 条の 2 の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限については、当該履修を許可された年限とする。

第 3 条 削 除

(在学年限)

第 4 条 在学年限は、前期博士課程については 4 年、後期博士課程については 6 年とする。

第 2 章 課程の履修

(前期博士課程の修了要件・履修方法)

第 5 条 前期博士課程を修了するためには、2 年以上在学し、授業科目の中から 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、特に優れた業績をあげた者は、願い出により、在学期間を 1 年に短縮することができる。

2 前期博士課程の授業科目及び単位数は、別表第 1 に定めるとおりとする。修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、特別研究 14 単位が与えられる。

3 削 除

4 授業科目（講義・演習）の単位の計算方法は、半期・週 1 回の授業で 2 単位、通年・週 1 回の授業で 4 単位をもって基準とする。

5 履修した授業科目の単位認定は、担当教員による筆答試験若しくは口述試験又は研究報告書の提出等による平常成績によって行う。

- 6 授業科目を履修するには、通年及び前期の開講科目についてはその年度の 4 月末日までに、後期の開講科目については 10 月末日までに、所定の履修届を提出しなければならない。
- 7 大阪市立大学大学院の大学院共通教育科目を履修することができる。ただし、これを課程修了に要する単位の一部とすることはできない。
- 8 大阪市立大学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、これを課程修了に要する単位の一部とすることができる。この場合、事前に、研究科教授会及び当該研究科の承認を得なければならない。
- 9 試験成績又は学習の評価は、100 点満点法により、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とし、次のように表示する。
- ①平成 24 年度以前の入学生
A : 100～80 点、B : 79～70 点、C : 69～60 点、
E : 59 点以下
- ②平成 25 年度以降の入学生
AA : 100～90 点、A : 89～80 点、B : 79～70 点、
C : 69～60 点、F : 59 点以下

(後期博士課程の修了要件・履修方法)

- 第 6 条 後期博士課程を修了するためには、3 年以上在学し、授業科目の中から 24 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、特に優れた業績をあげた者については、大学院学則第 20 条第 3 項から第 5 項までの規定により在学期間を短縮することができる。
- 2 後期博士課程の授業科目及び単位数は、別表第 2 に定めるとおりとする。外書講読は修了単位として認めない。博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、特別研究 12 単位が与えられる。
- 3 削 除
- 4 第 5 条第 4 項ないし第 7 項及び第 9 項の規定は、後期博士課程に準用する。ただし、9 項②においては前期博士課程及び法曹養成専攻からの進学者に対しても適用する。

第 3 章 学 位

(学位の授与)

第 7 条 修士の学位は前期博士課程を修了した者に、博士の学位は後期博士課程を修了した者にそれぞれ授与する。

(修士の学位論文)

- 第 8 条 修士の学位論文は、一般的、専門的教養の基礎の上に広い視野にたつて、専攻の学問分野について研究する能力を有することを証するものでなければならない。
- 2 論文の作成については、指導教員の指導を受けなければならない。指導教員は、学生が研究指導を受けようと志望する教員の承諾をもって確定する。

研究指導を受けようとする者は、入学後の第1年度の5月末日までに指導教員を確定して、研究科長に届け出なければならない。やむを得ない事情があり、研究科教授会が当該理由を相当と認める場合には、指導教員を変更することができる。

3 論文は、論文要旨を添え、所定の部数を研究科長に提出しなければならない。

(1) 論文 (4部)

: 当該年度の1月末日までに、簡易製本のもの3部

: 同3月末日までに、別に定める様式にしたがって製本したもの1部

(2) 論文要旨 (4部) : 2,000字を標準とする。

ただし、9月に学位の授与を受けようとする者は、当該年度の5月末日までに申し出のうえ、7月末日までに論文および論文要旨を提出しなければならない。この場合、製本した論文の提出期限は、9月末日までとする。

4 論文の審査及び最終試験は、学位規程第7条、第9条及び第10条の定めるところに従い研究科教授会において行う。論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(博士の学位論文)

第9条 博士の学位は、専攻の学問分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

2 論文の作成については、指導教員の指導を受けなければならない。指導教員は、学生が研究指導を受けようとして志望する教員の承諾をもって確定する。研究指導を受けようとする者は、入学後の第1年度の5月末日までに指導教員を確定して、研究科長に届け出なければならない。やむを得ない事情があり、研究科教授会が当該理由を相当と認める場合には、指導教員を変更することができる。

3 (削除)

4 論文の提出時期は、任意とする。ただし、3月に学位の授与を受けようとする者は、前年の9月末日までに論文を提出しなければならない。

5 論文は、次に定める様式に従い、論文要旨を添え、必要部数を研究科長に提出しなければならない。

(1) 論文 (4部および電子データ (PDFデータ化したもの))

: 別に定める様式に従って製本したもの (3部は、簡易製本でよい)

: 論文の全文をインターネット上で公表できない場合は、電子データに代えて製本したもの1部

(2) 論文要旨 (4部)

: 4,000字を標準とする。

: 論文の全文をインターネット上で公表でき

ない場合は、5部及び電子データ (PDFデータ化したもの) も提出すること

6 論文の審査及び最終試験は、学位規程第7条及び第10条の定めるところに従い研究科教授会において行う。審査及び最終試験は、原則として、論文提出後6か月以内に終了するものとする。

第4章 退学、再入学、留学、休学、除籍

(退学)

第10条 学生は、大学院学則第10条第1項の規定による退学を願い出ることができる。退学を願い出る者は、指導教員の面接を受けるものとする。研究科教授会は、指導教員の面接結果に基づき、可否を決定する。退学者は、退学日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

(再入学)

第11条 大学院学則第7条の規定による再入学は、退学又は除籍の日から3年以内に限り願い出ることができる。再入学を願い出る者は、再入学後に研究指導を受けようとして志望する教員の面接を受けるものとする。研究科教授会は、当該教員の面接結果に基づき、可否を決定する。

(留学)

第12条 学生は、大学院学則第9条の規定による留学を願い出ることができる。留学を願い出る者は、指導教員の面接を受けるものとする。研究科教授会は、指導教員の面接結果に基づき、可否を決定する。留学に関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第13条 大学院学則第10条の規定により、病気その他やむを得ない事情のため長期にわたって学修することができない者は、休学を願い出ることができる。休学を願い出る者は、指導教員の面接を受けるものとする。研究科教授会は、指導教員の面接結果に基づき、可否を決定する。

2 休学の願い出は、学年ごとに行わなければならない。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、研究科教授会において、特別の理由があると認められたときは、これを延長することができる。

4 休学の期間は通算して、前期博士課程の学生は2年、後期博士課程の学生は3年を超えることができない。

5 休学は、休学理由に係る期間にかかわらず、原則として、前期 (4月~9月)、後期 (10月~3月) 又は1年 (4月~3月) を単位として許可する。

6 休学を許可された者は、休学期間の途中で当該休学理由が消滅したときは、遅滞なく、復学願を提出しなければならない。ただし、期間満了による

場合はこの限りでない。

7 休学の期間は、在学年数に算入しない。

8 休学者は、授業料を減免される。ただし、休学した日の前日又は復学した日の属する学期の授業料は、納付しなければならない。

第14条 第10条乃至第13条において、やむを得ない事由により指導教員（第11条においては、再入学後に研究指導を受けようと志望する教員）の面接を受けることができない場合には、本専攻教務委員の面接をもってこれに代える。

（除 籍）

第15条 大学院学則第12条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 授業料納付の義務を怠る者

(2) 病気その他の理由により成業の見込みのない者

(3) 在学年限を越えた者

2 大学院教務委員は、除籍事由に該当しうる者と面接するものとする。